

山口市若年U J I ターン者移転費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県外に居住する若年者のU J I ターンによる市内の事業所への就職を促進するとともに、若年U J I ターン者の定住をもって地域の活性化を図ることを目的として交付する、山口市若年U J I ターン者移転費用補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年U J I ターン者 山口県外に1年以上居住し、本市に転入した20歳以上45歳未満の者をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等を卒業した直後に就職し、本市に転入した者は対象外とする。
- (2) 登録事業者 本市に本社又は本店を有する法人事業者又は本市に住所を有する個人事業者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けている事業者であつて、山口市若年U J I ターン者人材確保支援補助金交付要綱第8条の規定により認定された事業者をいう。
- (3) 一般常用雇用者 1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用保険被保険者であり、かつ、期間の定めなく雇用される者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 若年U J I ターン者のうち、本市へ転入後に登録事業者に一般常用雇用者として雇用された者又は登録事業者に一般常用雇用者として雇用された者で、雇用された日から14日以内に本市へ転入した者であつて、登録事業者に一般常用雇用者として採用されてから3か月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者
- (2) 登録事業者へ一般常用雇用者として採用された時点の年齢が20歳以上45歳未満の者
- (3) 市税の滞納のない者
- (4) 山口市わくわく移住就業支援補助金の交付を受けない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる費用とする。

- (1) 家財道具の運搬のため引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用
- (2) 家財道具の運搬のため利用した車両等のリース費用
- (3) 家財道具の運搬のため利用したリース車両等の燃料費
- (4) 若年U J I ターン者の移転先までの移動に係る交通費（山口市職員等の旅費に関する条例及び山口市職員等の旅費に関する条例施行規則を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。）

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、就業開始の日から3か月が経過する日の翌日から起算して60日以内又は交付申請を行う年度の3月31日のいずれか早い日までに、山口市若年UJIターン者移転費用補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の明細書(様式第2号)

(2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(3) 若年UJIターン者に係る戸籍の附票

(4) 住民票の写し(世帯全員のもので、就業開始日から3か月が経過する翌日以降に交付されたもの)

(5) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し

(6) 就業証明書(様式第3号)

(7) 本市が発行する滞納の無いことの証明書

(8) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の額を決定し、山口市若年UJIターン者移転費用補助金交付決定通知書(様式第4号)又は山口市若年UJIターン者移転費用補助金不交付決定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、30日以内に山口市若年UJIターン者移転費用補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、山口市若年UJIターン者移転費用補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の全部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、山口市若年UJIターン者移転費用補助金返還請求通知書(様式第8号)により期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認め

る場合はこの限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。